



県内の

中小貨物運送事業者

の皆さまに**支援金**を交付します！

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するために、燃料価格高騰の影響を受けている県内の中小貨物運送事業者の皆さまに支援金を交付します。

対象者

県内の中小貨物運送事業者のうち、要件を満たす方。

※裏面の「支援金交付フローチャート」をご確認ください。

交付額

- ・一般/特定貨物自動車運送事業用の自動車：1台につき **24,000円**
- ・貨物軽自動車運送事業用の軽自動車：1台につき **10,000円**

申請受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年8月25日（月）まで

申請について

電子申請システムと郵送のどちらでも申請いただけます。

※電子申請システムの申請開始時期は5月中旬の予定です。



申請に必要な書類や最新の情報等は、下記ホームページからご確認ください。

県ホームページ「貨物運送事業者への燃料価格高騰に対する支援金」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/kamotsushien.html>

※電子申請システムのページ（5月中旬開設予定）へは、上記URLからアクセスできます。

神奈川県 貨物運送 支援金

検索



支援金交付フローチャート

神奈川県内に営業所がある貨物自動車運送事業者ですか？

（令和6年7月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、

- 一般/特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。
- 貨物軽自動車運送事業の届出済である。）

いいえ

はい

中小の事業者ですか？（資本金3億円以下 or 従業員300人以下）

いいえ

はい

令和6年7月1日から令和7年3月1日まで事業を継続しており、今後も継続する（少なくとも支援金が支払われる時点において事業を継続する）意向はありますか？

いいえ

はい

次のすべてを満たす車両を保有（リース可）していますか？ ※バイクは除く

- 化石燃料を使用し、エンジンにより走行する（電気自動車、被けん引車等は含まない）。
- 県内ナンバー（横浜、川崎、相模、湘南）である。
- 事業用自動車（緑ナンバーor黒ナンバー車）である。
- 令和6年7月1日から令和7年3月1日まで継続して保有＆貨物運送事業に使用している

いいえ

はい

一般/特定貨物自動車運送事業用の
小型・普通自動車（緑ナンバー）
1台につき 24,000円を交付

貨物軽自動車運送事業用の
軽自動車（黒ナンバー）
1台につき 10,000円を交付

自家用自動車、
その他の自動車、バイクは
支給対象となりません

交付対象になりません

よくあるお問合せ（FAQ）

Q1. 車両要件の保有期間ですが、例えば、令和6年8月末に納車された車両も支援金の対象となりますか？

A1. 対象になりません。対象となる車両は令和6年7月1日から令和7年3月1日の全期間にわたって保有している車両となります（ただし、車両の買い替えなら認められる場合があります）。

Q2. 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。支援金の対象になりますか？

A2. 本社でなくとも、営業所等の事業拠点が県内にあれば構いません。車両のナンバーが県内の車両が対象となります。

Q3. 神奈川県内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか？

A3. 対象となりません。一方で県内に営業所があり、車庫が県外にある場合は、車両のナンバーが県内であれば対象となります。

【問合せ先】

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局コールセンター

電話 045-900-6131

<受付時間> 月曜から金曜まで（祝日除く） 10時から19時まで

本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。